

裁判・と云う見繕い

III 裁判所・邪な独立と悪辣な職権

III 作文の荒筋

デキレースは本人訴訟側が如何に完璧を計っても潰しぬ出し

- 1) 司法改革—この裏側で裁判所が頂点に立ち遅滞させてる
- 2) 本人訴訟—国民・本人訴訟者を潰し、警察法曹側を保護
- 3) 判決は裁判長自ら違反承知で・・・邪な食権で指揮る
- 4) 如何に万全を期しても、独立邪職権が不認して葬る
- 5) 裁判の職権濫用や邪行為防止は・IT化以外当面はない

前・後段も 裁判正常化道志会 ホームページにて

裁判・・と云う見繕いとは

見繕う

- ①みさだめる
- ②適当に選んで整える

見繕い

身なりを整える・みごしらえ・みじたく

以上広辞苑より抜粋

裁判所が一連の裁判をデキレース化と暗黙に指定されたとき、如何に正規で完璧な手続を期しても、真っ当な裁判はない

判決は、てきとうに字句を選んで文脈を整ええるだけに見繕う

また時には、総力で暴力・潰し行為も伴う

その挙句には

「裁判・・口頭弁論と云う字句を装い見繕う」

だけ・これが日本国の現代裁判である

目 次

P1	表紙	
2	表題解説	
3	目次	
4	空	
5	初めに	・ ・ ・ ○文体紹介・求・意見通信
6	1・裁判の必要性・ ・ ?	○本人訴訟の現場は、弁護士養護で裁判所自らの違反で開始 ～
8	2・裁判所の狙い・ ・ 横暴職権の維持	○裁判員裁判が国民へのガス抜き・後の改革はない
9	私の簡略裁判経緯	
10	3・裁判と警察	・ ・ ・ ○警察は検察と連携、自分の事件を誉れのために暗黙の従属化・ ・
11	司直からの傷害行為	
	① 誉のために正直者が事件化される	
	② 取締りつつ裁判所と暗黙の邪に連携	
	③ ここでも弱者イジメ・ ・ 裁判所は不正も取締らない	
12	司直の邪なツナガリ	○この世の司直は、自らの所属部署と仲間の為に公務する
13	裁判所の必要度・ ・ ?	○アンケートでその結果を問う
14	4・正規の裁判が経費節約	○簡裁方式・裁判長仲介方式が簡素化節約できる、現場を知れ
15	～	
16	5・対策・ ・ 覚醒・責任自覚 (#3の詳細)	○ 弁護士主導の「録音偽造」を主解説
	邪裁判官処方箋	・ ・ ・ ○裁判所任せの改革はなし
17	～国際間の争い	
	弁護士付き側に気遣う裁判所の嫌がらせ	○→究極裁判しない
	その邪な気遣いが弁護士に付け上がらせ	○30秒の面会録音を35分に偽造させた
18	①裁判のIT化	
	②裁判改革も当事者だけでは進まない	○適正な第三者介入が必須、
	③警察・裁判所は応答に窮すると弁護士に聞け・ ・ で逃げる	
19	④更正・再審・広告	・ ・ ・ ○自分で裁くチョボイチ
	⑤裁判官人事評価規則	・ ・ ・ ○仲間・部下を同僚が裁くチョボイチ
	⑥裁判官訴追制度	・ ・ ・ ○議員が我身振り返りながら見繕う
	⑦法曹界の思うがままの都合制度	○国民への見繕いガス抜き
20	6・「嘘」・ ・ がまかり通る「裁判」	○嘘で証拠なしも弁護士付き側には容認 ○方や本人訴訟側は第3者の証文ですらダメ
21	終わりに	・ ・ ・ ・ ・ ○行政と警察行動は手遅れが・ ・

初めに

裁判見繕いⅠは、主体的裁判を列挙し原・被告の言分とその結果(判決)を羅列しました
そのⅡでは、デキレース化した判決(本人訴訟での)断末魔の具体例として提示し

「裁判正常化道志会」ホームページへ掲載・・・裁判所への意見

を募りましたが、私状況を先に提示してしまったことから目的とした「裁判所への意見」
としては、いま一つ本音での意向が窺い得なかったような感があります。

当「見繕いⅢ」では、それらを参考にするか直接掲示すべく試みて居たのが各個人的事
情もあって、直接の掲示は避けて要所々々に取り込み照会していくことといたします。

Ⅲの中身

尚、今年28年の夏頃までには、諸兄の異見を取り込み追加編集して掲載することを予定
しておりますので引き続きの鞭撻の程、お願いいたします。

当文章本体は、見繕いⅠの表を手元に置き・照合し具体例とし引用作文いたします。

内容にちなんだ「資料」については、新聞等での報道された諸事項を参考にし他は、裁
判所の司法統計・参考書物も含め且つ、会員間での見聞を参考にしその主旨を汲み取っ
て書き綴りたいと思っております。

Ⅲの資料

また、当文書は関係各位に郵送するか乃至は、当道志会ホームページに直接会名を書き
込み検索願うか等、相応に通信していきたく思います。

あわせて各位の感想やら甘辛意見をお寄せ願えることをご期待申し上げます。

通信方法

これ等の結果を踏まえて裁判の改善と裁判所の覚醒を求めることがこれの目的です。

裁判所が、暴力傷害行為をするなんぞは、一般国民には思いもよらないことである、し
かし、それが現に存在するってことです。

(経緯表5・7・9枠)

これ等を一般国民に広め裁判所の責任や体面をも考慮させ自覚させることにある。

この卑劣極まりない行為が、内輪に揉み消され又ある時はその独立を翳がし「職権」と
やらで大っぴらにやり捲られる事さえある。

その陰には強大な政治的要素や人事も絡んでくるとも云われ法曹・司法の中身は一般官
僚とは一線を画するとも云われ、文明進化とともに複雑化するやに言われている。

裁所裏側

単体国民に対し裁判所一丸となつての狙い打つ邪弾き出し行為は、如何に公平公正そし
て正義を心がけても押しつぶされ陰形までも容赦なく粉砕される。

如何様にもこれ等実情を洗いざらい国民に広めて、裁判官・裁判所の改善そして改革を極
微力ながらも求め続け且つ、裁判結果の責任の所在を早期に明確にすることである。

その責任は

“裁判所として・・・法的である事と共に良心と正義に基づく民主主義国家”

裁所本旨

としての明確な責任所在でなければならないはずである。

その具体例が、経緯表5-7枠その延長線上のわだかまりを9枠で具体的に例示した、
裁判所の明確で途轍もない暴挙であり抛りどころの無い暴挙であり違反である。

それが単に1つ件に止まらないってことを各位に伝達し・応分の協力が賜れることを只
管ヒタシ期待いしながら作文進行を計ります。

1 裁判の必要性・・・？

日本政府は、平成 13 年 6 月に司法制度改革審議会意見書を取りまとめたとし、司法制度の機能を充実強化し、自由公正な社会形成に資し

①国民の期待に応える司法制度の構築

②司法制度を支える法曹のあり方

③国民的基盤の確立 との 3 つの柱を掲げたとしている (法務省 HP)

建前上は、円滑に進行されているやに報告されているかもしれないが、現場は一行に
変り映えはない。何れの官僚も、机上での気遣いだけで現場には立ち入らない。

その現場では、旧態依然の裁判所が勝手に解釈・作り上げた訴訟指揮とやらで横暴さは
極めがない、裁判官による自由勝手な指揮が独擅的ドクベンキに執られている。

その典型が、経緯表 6 梓高裁鬼頭季郎の「捏造 (補正) 書添え」判決である。

裁邪指揮

生涯滅亡

不仲原因

これは、兄弟で何故裁判か →不仲になったから (不仲原因は) →兄の**断交宣告**・・・
ところが兄貴はその原因を「弟が工場で使う機械の購入代金をタカラレ断ったら弟が
不服で疎遠となった」・・・と、とんでもないデタラメをでっち上げています。

(この断交宣告は弟自営工場に産業公害発生難儀のところへ兄が、親父の遺言に絡めて
《自費での工場移転建設》を申し出てきた、ところが強欲兄嫁・義姉の大反対で移設約
束反故・無言のすっぱかしをされた。

一とはいっても相続は数年前に文書偽造で処理済である。その呵責で遺言だけ

はと兄貴は考え且つ、弟に恩を売る形で自払いの工場移設を提示してきたー

その話し合い不成立後の帰宅準備に踏み出したそこで・・・お前とはもう都合ねよ・・・

後々の交渉催促を断つための完璧さを策して、突如の断交を宣告したのです)

当兄弟裁判で私本人訴訟の初訴訟 (鎌倉簡裁「傷害治療費請求」) である。訴訟といつても
約 10,000 円ばかりの意地のぶつかり合いである。それを兄貴が相続と遺言を見透か
した駆け引きが重なって全く根拠のない「損害賠償請求」(横浜地裁へ)とゆう案件を架
空創つくり出しての見返り請求をしてきた、この故証拠は皆無ながら裁判所は、本人訴
訟潰しの弁護士養護で世間相場通り敗訴させられデキレースの口火が切られた。

弁士養護

さて、この「捏造 (補正) 書添え」判決は、兄の全く根拠のない詐欺にも匹敵する裁
判請求である。主旨は、弟の怒鳴り込み・押かけ等々「脅し・威嚇的行為」としての慰
謝料請求、そこへ兄側大久保弁護士の併合裁判との複雑化提案を簡裁；裁長田修三が
職権とやらの「食権」で高らかと併合裁判を宣告地裁送りとなる。1 審は、第 3 者の
証文で工場移設約束の存在が主旨とは別に書き添えられ裁判所が証明した。

これをキッカケに「工場移設明示」裁判を仕向けたところ本人調書も順調に終わり口
頭弁論事情は総じて優位に終了、松田清裁判長は弁論終結宣告した

「裁判はこれで終わります、原告の今回請求は 100 万です

前回裁判での 50 万円未払いがある、今回請求 100-50 で 50 万を原告に

やれば終わります・・・どうですか (兄弟だから?) 話し合いますか・・・！」

『・・・一応判決をお願いできますか・・・』(平成 16・03・11 日)・・・(判決は棄却)

移設勝訴

しかし、前「損害賠償」で50万円の支払判決が出ていたことから控訴して、その判決が平成16・02・17日に成され2月末頃明示裁判へ送られてきた、それには兄弟不仲原因として、1審認定の兄からの「断交宣告」ではなく弟の工場で使用する

「弟が鋼材購入代金等をタカリ、断られた不満で絶縁状態・・・」(控訴判決P5) っと、裁判所が法律に違反してまで**不仲原因を捏造**・創ってしまったのです。 弟工場は大手メーカーの下請であり資材一式が無償支給、一切購入品は無いのみならず、裁判資料にも資材とか鋼材の字句は一切無い (民事訴訟法246条)

違反判決

さて

司法制度改革審議会が、意見書をまとめて相応の審議をしてる最中に裁判所自らがこのように違反承知の判決をするデタラメ司法・・・国民は手立ての術がない。

そして「工場移設明示裁判」判決寸前に明らかなデタラメ書添え判決を弟の勝訴とされた状況の中に送りつけられて敗訴、弟の裁判行為は**生涯永久にぶっち切られた**。

裁判絶望

裁判所並びに関係部署は、飽くまで書面・・・表向きの形式でそれ以上の裏側は審議しないし、自ら違反してまで捏造判決して置きながら以降は真つ当な弟側に皺寄せして相手にしない・・・トドの詰まり裁判所からの追い出しである。

責任転嫁

ある報道関係者は、

「同じタカリである、それが同じ鉄である・鋼材か機械の違いである」・・・とつまり、裁判所のイカサマを口にしない、勿論報道にもならない。**高裁鬼頭裁官**はこの裁判所への脅え社会の風潮に付け入っての**堂々たる違反**をした。恥も外聞も無い・現甘利議員の汚職の比ではない？、必ずや金か誉かの取引が勘ぐれる。

これを高裁でなく身近の地裁に抗議すれば、顰蹙ヒシクをかい逆に潰しに合うとゆう不条理社会それが、文明国家・民主主義法治国家と銘うつ日本国司法の中身である。

日本司法

鬼頭は、その後間も無く政府機関に寄生虫の如く寄り添い要人として迎え入れられ、表彰までされるいか様法曹者、また・あるところではその名を馳せている。見方を変えれば、これが現代日本国の悪辣法曹者とも云える、各位も心置き下されたい。

但し

続きがある、それは地裁松田清の**どんでん返し判決**で結果したってことである。

弁士養護

私は、高裁である鬼頭の意向に背けず棄却したと思っているところ、一説には「裁判官に逆らった格好であることからのしっぺ返し」とゆう者も居る。裁判所・裁判官は偉いところ・偉い人だから指示に逆らってはならない・・・と、各れにしても一般国民・本人訴訟者としては如何様にも想像だもない司法村の悪徳醜態である。

裁判所は、如何なる仕事を如何様にするのか、為に国民に如何様に必要か・その使命は・・・そしてこのようなイカ様処理を国家は如何様に責任をとり処置するのか、ある弁護士はこれは、「国家賠償」であると書面で回答があった。我々素人には答は出ない・・・それにしても

国家賠償

問01

弟は、鬼頭の胸を張った悪辣行為が、裁判所名物弱者追い出しの踏襲で引きずられ拾幾年経った今も真実は陽のメをみない、いや・先般の裁判でも強く陳述しても

「この裁判は、“傷害の有無”を判別すること(であり、他のことは知らぬ)・・・と裁判所からの非情な国民潰し・締め出しは、憲法の「良心」には全く頓着されない・・・!

2 裁判所の狙い →横暴職権の維持（本人訴訟の最後は、裁判所が相手となる＝次頁簡略表）

大掴みに云うと、裁判所との確執ってことになるのか・本人訴訟者（以後本訴とす）の相手は究極裁判所になる、それは国家力を背景に問答無用でこじつけた邪裁判実績を盾にねじ伏せる。我々本訴側に粗相ツウがなく完全無欠とは云わない、それは初期には親切な対応はあるのが、回が重なるにつれ冷たく酷に豹変することである。

特に「捏造（補正）書添え」判決に始まり受け継いだ「2枚舌判決」でわが裁判人生が邪に固定されてしまったこと、後は弁護士（仲間＝法曹者）養護の為に一丸となって柔な単独本訴者を弾き出すことに専念する、これは国家が主宰する公正機関ではない。しかも高裁がわざわざあからさまに違反してまで本訴側に皺寄せして、「はじき出す」ってな卑劣極まりない事実・・・横暴な職権維持の狙いのために・・・（23年一任裁判）その上に居並ぶ裁判官も堂々と、本訴者を非難してくる本末転倒事態を個人つぶしの為裁判城が仕込んでくることである。我々は一人であるから弱い、その真正を信用しない。特に兄弟裁判ともなると・・・現実とは全く異なっている、往々に欲得に絡んだ相続争いに受け止められる、この相場は決まっている・・・事実は逆さまであるのに・・・

当争いは、公害発生工場移転を兄貴から提案が無く、単に兄弟としての普通の心遣いで良かった、それをこのときとばかりにナマジ恩にキセル下心から大風呂敷を広げて置いて強欲義姉の采配に謙り下ったこと・悪辣に兄弟断交したことに源泉する。

相続を文書偽造・全相続を兄貴が独占済みとしても何ら問題はなかった、それを恩義に着せる邪根性、その上「断交宣告」のダメ押しが決定的に弟に災いしたのである。さて

話を元に戻します

この民訴法に違反してまで弁護士付き側に加担したのは、資本主義社会・金持ち主義社会の常ではあっても、遣り方は露骨で弱者の国民を簡単に蔑ろにする邪行為である。同時に司法社会の横暴さを勝手に堂々とやっているってことである。これは、日常茶飯事であるのか、或は匹敵する横暴な食権が横行している証左でもある。

その上この不正を関係者が、挙って一丸となって踏襲堅持して且つ、一般国民がその不条理・不正を問い質すだけで逆恨みされ、次には濡れ衣を着せられるとゆう裁判所の表にでない行為は想像できない、裏側はあらゆる悪辣さの集中的塊がある。

この表ざたにならない弱者潰しは容赦なく行われ、その職権ならぬ食権と化し誉につながれているとその筋の専門家は公言した。

しかし表向きの建前は、最高裁長官の訓辞「裁判官心得」に見ることができる

「司法制度改革メニューに止まらず新たな工夫を求められているとし

裁判の正義への期待とかけ離れない時代の流れに相応しい取り組み・・・」

としていても現場を視ずして解らない、裁判官独立を盾に管理者が居ない、如何様に判決しようと責任がない。責任追及の手段法律は無くはないにしても、形式的なものであり・・・何せ自分がその手続に対応処理するのであるから目の粗いザル法である。我々は、責任ある管理監督と全職員の覚醒そして双方向通信を強く求めて止まない。

法曹者の
邪結束

民訴 246

兄弟＝相
続??

争い源泉

裁判汚職

法曹匿い

長官建前
その裏??

裁判経緯・・・見繕いⅠ・Ⅱを参考に簡略整理

平成 28・02・09 日

	裁判年	事項	付帯事項 (赤字重要事項)	#青字 証拠
表 1 枠	昭和 46 年	兄提言工場移設反故	→突如の兄弟 断交宣告	
表 3 枠	平成 14・03・21 日	生家へ先祖参り	→ 蹴飛ばされる	#14 年・診断書
		03・28 日	治療費 11,240 円集金 →すっぱかされる	
			集金約束の時刻に 110 番して因縁付ける、警察私物化してる	
表 5・6 枠	平成 14・07・07 日	傷害治療費請求裁判 (簡裁)		
		10・09 日	損害賠償請求 (地裁) ; 見返り受訴・虚偽内容	
			1 審一脅し・威嚇的主張認定 50 万・工場移設約束の存在は認定	#2・銀店長証文
			2 審一負 50 万・弟が鋼材購入金タカリ断られ不満→弟が断絶・捏造	16 年本人調書
表 7 枠	平成 15・09・01 日	工場移設明示裁判・弁論終結時の法廷	→勝訴	#5 - 3・1 審判決
		3 月頃高裁	捏造判決到着 → 法廷勝訴→5/21 日判決書敗訴	#2・銀店長証文
			人生の大きな転換点、狂わされる	
表 9 枠	平成 22・04・27 日	受：面談禁止等請求 (相続請求完璧遮断の策略)		#2・銀店長証文
		兄の 偽造録音 採用され敗訴・80 万円支払・但し、兄自払工場移設約束存在認定		#5-3・1 審判決書
			12/20 日判決日 裁判所暴漢屋に ぶん殴られ出血 →受・逆訴	
			警察用意周到待機一暴れるっなど・状況説明中・後手に 受・腕袖揚げ	
表 10 枠	平成 23・05・21 日	14 年傷害関連裁判・弁論やらせず強制退去命		#3-1・身内証文
		裁長 ; 秋吉仁美 (地裁総括・裁所職員総合研修所長)		金額一任払い証
			当書面 P5・9 枠つかぬまのアメを貰って裁判人生・受・縁切り宣告	
			面禁の「録音偽造」を追及されると弁士側敗訴故養護・強引に終決	
表 12 枠	平成 26・03・10 日	工場移設決済 (裁長=内田貴文) 有耶無耶終		#2・銀店長証文
		各所に裁判 2 回目と書すも弁論 2 回目中途中で既判力・・と穴割姿消す		#5 - 3・1 審判決
			22 年工場移設約束存在再認定・途中で然るべき筋から追及?→終結	#2-5・妻の証言
			裁長=うっかりした: 書官=気が付かなかったんだから仕様ない・・!!	
表 14 枠	平成 27・12・15 日	傷害慰謝料請求 (弁論せずデタラメ判決・棄却)		#・被害届・図面
		裁長 ; 熊谷浩明・書官 ; 上原 兄側のみ採用弟側資料読まない		#26 年・診断書
			弁論で過去総括 ; チェック紙面への書込み裁判所へ提示 →弁論せず	
			又、弁論無ければ裁判せず・・との裁判条件無視→弁士付き側敗訴故	

裁判所自らの違反捏造判決を数回追及したら弟は暴れたと因縁付け、110 番・・暴力者との負の烙印付け
同時に弁護士付き側対本人訴訟者の潰し、これで弁護士録音偽造を揉み消し・・司法者一丸での弟締め出し

3 裁判と警察（本人訴訟は孤独ゆえ他人や他の部署が信用しない）

本来裁判とは弁護士を通してするものかもしれない、少なくとも過去にはそうであったと思える…それにしても、兄弟で裁判なんぞ想像すらなかった。

ところが昭和 46 年の断交宣告で交流が途絶えていることから、平成 5 年正月あるキッカケで先祖参りと兄弟間交流再開を兼ねて出向いたところ

「てめーなんか用ねーなんし…来た…！」

との相変わらずの凄い剣幕で壁に突き飛ばされ…（『何するか…！』っとしたところ）

110 番「もしもし警察ですか…直ぐ来てください、弟が来て暴れてます…」

警察車 2 台 7 人前後が臨場

開口一番「直ぐ出て下さい」 『私は弟ですよ…！』

「我々は兄弟は関係ありません」 （経緯表 1 枠）

「どうしても出て行かなければ…逮捕します」 （警察法 1・2）

警察とは、交通違反や事故等々で接触はある、そんなとき

何処から…何処まで何用で行くか・そしてその関係は…

勿論その前には住所氏名年齢…等々尋問されるのに…それが全く無かった過日警察 OB に会い・今の警察は 110 番であっても、事情聴聞はないのか…？

（何ゆうかこの野郎ってな態度で） 聞くのは当たり前でしょ…

聞かなかつたら役目しないじゃないの…！

神奈川県警へ兄貴の訴状の嘘とある刑事事件の供述調書が嘘であるとの告訴手続中この警察官にこの状況は間違いではないか、交通違反ですら細々問質されるのにしかも兄弟であることからすれば、問質するのは当然ではないか…

「…否、私もそうします、聞きません…！」 （倫理法 3 条）

さて

警察官尋問有無に拘るのは、兄貴の「断交宣告」理由に争いの根本が有るからです。つまり、事の始まりは弟は『工場移設反故の挙句、断交宣告されたことに怒った』…方や兄貴は「弟へ自費工場移設約束を義姉に猛反対され・約束をスッポカシタ挙句、以降の係わり…催促を断つ策略として断交宣告した」… （#5-3-1 審判決 P3）

これは、文書偽造して相続登記したことの呵責と義姉の強欲によって成された事ゆえ後々の催促・請求等…断つことを想定してのことである。 （#2-5・妻の証言）

このときこの警察尋問があれば…結果は明らか、兄弟争いは、その場で解決したかもしれない。もし解決とまでが無くても今の様な格好ではなかったと想像できる。

相続は文書偽造してまで全て手中に収め登記まで遠に済ましてある、後はその数%かの親父遺言処理である、義姉の猛反対が無ければ実行するつもりは確実にあった…

では、何故警察官は、問質し行為をしなかったか…地元警察との癒着にある。

兄貴は、地域の全役員を総なめした立場、その癒着振りには地域で有名だそうであり、旧知のある役員は嘲笑いながら告げ口してきた

「サブさんよ、金平さんに警察のことで太刀打ちしても勝ち目ねーよ…！」…と

初 110 番

警察癒着

断交理由

遺言処理

司直傷害行為の事実

先ごろ経済産業大臣の口利きとゆう裏の取引が大きく取り上げられた。

汚職癒着

何事も一つの事柄に対し損得或は土は、ほぼ必ず付き纏わうと思える。人間社会文化の高低によって、形を変えて存在する、大小の邪な役得は廃れない・・・！

- ①それにしても、当争い全て・・・裁判所・警察間の邪行為は甚大である、それは経緯表 3 枠で実証した。街宣実行者が、兄貴の処へ行ったこと事体を違反としている。

しかし、地元泉警察は、兄貴と共謀してより奥への犯罪を待っていた、癒着者が望む刑務所につなげる状況を待っていたのである。調書 27 頁には、兄貴は街宣にギブアップ弟に「土地でもやっつていい、親類にも迷惑掛けたくない」（止めさせてくれ）としているのを隣でもの見遊山的に見物中の警察は

「頑張りなさい、きっと道は開けるから・・・」 (#6-3 供述調書 P17?-27)

警察ヤレ

との事件拡大を念じた、効率問題も伴うのに敢えて引き延ばしである。（警察法 1・2）

これは癒着者の裁判や今後の事件処理で兄貴の有利性を考えての街宣継続誘導である。警察の巧妙な囮・罾であり、内情をさらけ出させ恥さらしさせての逮捕である。

警察は、個人的にせせら笑いながら兄貴に寄り添い・膝付け合せての街宣見物である。

この結果は、警察では街宣許可している手前もあり言論の自由としている・勿論法的な規定はないものの裁判では事ある毎に宣伝され判決も時効としつつ盛られている。

街宣功罰

- ②警察の不条理・邪な加担は経緯表 9 枠である。

平成 22・12・20 日面談禁止裁判の判決日、過去に出席したことは無かったが、たまたま時間的余裕があったことから判決法廷を簡単に覗く格好で顔出ししたところ主旨だけ読んで終わったことから、全読を求めたら最終的には法廷内で目を光らせていた国営暴漢屋 7 名に連れ出されることになる。廊下に出てから 1 人で出るから触るなどし穩便に外まで出て・・・自車に向うその瞬間 2～30 人も居たかその暴漢屋に雁字搦めにされた挙句、東京からわざわざ呼び寄せたとの鈴木千春とやりに

裁判職員
暴行傷害

「ぶん殴られた」出血・・・一体何んなのか我ながら「さっぱり解らない」（傷害）ところが、そこには用意周到警察が、待機待ち構えていた・・・その開口一番

「・・・暴れるからだよ・・・！」・・・裁判所と示し合わせた事実とは逆の発言その後、前歩道に押し出され鈴木とぶん殴られたことへの状況問答

「・・・ついいっちゃったんだ」 『ふざけるな、拳骨でして・・・ついつつ事あるかなら・・・ここへ来て謝れ・・・！』

「・・・謝らない・・・！」

- ③そこへ複数の警察が来て仲裁を兼ねて・・・事情を聞かせてとのことで 6 人に囲まれ話してるその最中何故か後方が腕を後ろ手にねじ上げ筋をとっ違えられた・・・（今も痛い）警察初心者が暴れ者逮捕押さえ込む練習台のような暴行

警察官の
暴行傷害

ところが、こんなとんでもない事実が、この後加賀町署にしょつ引かれ調書を取られるとゆう逆様の邪歓待・・・皆さん何か変ではありませんか・・・（と警察官へ）

しかも、本署では寄ってたかって 5・6 人から物見遊山のようにからかわれながら・・・その挙句一晩泊まれてまでおちらかされて帰ってきた状況である。（公安委員）

司直の邪なツナガリ

前々頁警察状況・続く前頁の①②③事情を奇しくも連鎖的につなげていることである。平成 27 年「虚偽と波及損」裁判で倉地康弘裁判長は、裁判は過去の実績とつながっていることを認めた。これは裁判にはその経緯が書き込まれる・必要事項である、これが違って継続されている、具体的には平成 16 年の高裁鬼頭の「捏造(補正)書添え」判決がそもそもの始まりである。続く地裁松田清の「**2 枚舌判決**」これで私の裁判人生がぶっち切られた・このことの責任をも求めた。

裁判は行
続・連関ス

倉地《・・・それは受けとめて置く・・・》(受け止めて・・・置きっ放しである)
弁護士付き側には、違反してまでデタラメに補正「書添え」て置いて本訴者側へは
(俺は知らない)《傷害事実有無を判断するだけである》・・・と(平成 28 年慰謝裁判)
今回の「慰謝料請求」裁判で熊谷浩明裁判長は、上記を胸を張って言い放った。

即ち

邪無関心

平成 05・01・07 日の地元臨場警察は兄貴との癒着関係から、兄貴の不利になる問い掛けには関知せず、弟追出しに専念、あとは回を重ねる毎に署内には自ずと行渡る。時には、兄の 110 番に新任警察官は小声で兄弟関係を聞いてくる事も何回かあった。各れにしても邪な癒着が、大きく問題解決の妨げになった事は事実である。そしてこれが、平成 9 年の街宣で

「裁判所から格好の非難材料に仕立て上げられた」

警察署は、街宣の前に実行者が、依頼者弟に無断での予告訪問を「右翼の脅し」にこじ付け、犯罪点数を得ておいて・・・次なるダメ行為を待つ、それは兄貴に

鬼頭は時
効とした
が・・・?

《メモや録音等々罰事情に結びつける段取を指示している》(警察法 2・3)
その後は、それを弟の不義として拡大・・・ヤラせてアオリ継続を誘導した。
これを裁判毎に書添え弟の不義事項として、裁判所をもが永久保存踏襲する。

裁・・・は街
宣永久保
存・弟負

地元警察以外は・・・指導を全て受け入れて実践した・・・故・違反事項は一切ない。
ところが、裁判所は事実事項街宣であっても「誹謗・中傷」として永久存続させる。

広辞苑；中傷=無実のことを言って他人名誉を傷とけること(；無実ではない街宣は真実)

誹謗=悪口を言う

=中傷

(旭・藤沢・大和警察署→違反なし)(#5-1 平成 14 年訴状 P4・同判決 P8・・・他)

そこへ平成 16 年の高裁鬼頭季郎の「捏造(補正)書添え」判決・松田清が口頭弁論終結法廷勝訴を「**2 枚舌判決**」で踏襲し、判決をひっくり返したってことである。

(工場移設明示裁判)

司直は、次から次へとこれ等悪行を連鎖・有機的につなげてのやり放題である。

権限維持
の横槍潰

翻って、本訴者弟事情に鑑みれば、上記悪辣行為を裁判所自らして置いて、本訴者に
毆寄せこじつけて、烙印まで押して究極裁判の場からの追放である。(23 年表 10 枠以降)

ちなみに、この捏造状況を問質せば、裁判所外渉部署(元総務課・岩崎光宏・落合真人)
からは、顰蹙ヒンシュクをかい前頁②③の傷害行為に及ぶのである。(経緯表 9 枠)

文明国・戦争放棄の邪平和国家の無法ずな・・・司法醜態である。

如何に不条理な痛めつけであっても、国家力が後ろ盾であるから明るみに出ない・・・!

裁判所の必要度・・・？

わが国では未だ裁判件数は、世界からみて少ないとされている、その司法統計では
 簡裁； ・ 弁論実施 260 / 320 千件=81% 当人同士 226 / 260 千件=89% ・ 弁論回数 1 回 186 / 260=75%
 地裁； 124 / 141=88% ・ 20 / 124=16% ・ 59 / 124=47%

(平成 26 年；民事裁判所司法統計)

初期裁判の金額が 10,000 円そこそこ、まさか全くの嘘の見返り裁判を仕掛けられるとは想像もしなかったのが、現実はその見返り虚偽裁判が弁護士つきで押し切られた。これなんぞは弁護士大久保博だけが成せる悪辣行為の部類と思える。この一握りかの悪辣弁護起立事情を除けば、民事・刑事共さして難儀する裁判は少ない。

例えば、平成 23 年地裁で麻薬事件を傍聴してみれば、被告は、裁判官の問質しや検察調査（供述調書）等を全て認め且つ淡々と応答異は唱えない単純な儀式・・・は拾数分で終了、2 回目か 3 回目の薬犯罪のことから確か 2 年とかの実刑判決と記憶している。また、比国からの不法入国裁判では、裁判官の丁寧は説得に深い反省の態度、これも淡々と終了している。犯罪統計で重要犯は 17 / 150 万件前後、軽犯罪が圧倒的である。民事でも同様である、日本裁判は長いとされ簡素化が求められている。これは、裁判官が行司役で式れば極自然な流れで簡素化できる、交通違反の処理形式で事足りる。ところが、我が兄弟裁判のように片方に悪辣弁護士が付くと裁判所が共謀して話合いや和解裁判をしない、必然的に本訴者側を敗訴させるか、裁判所に睨まれた邪裁判常習者乃至弁護士対裁判官の力関係でも、複雑さが加わるとされている。

効率裁判

我々の様にデキレース化されると事情は異なる、当然邪判決で不条理にネジ伏せられる・・・その状況は承知していても平成 22 年のようなこともあり、ある弁護士相談では
 「続けてみてください、何時かは裁判官正義を期待して・・・」

裁判正義

ってな励ましも・法曹界とも取れることに期待とも・惰性とも思える想いが働く・・・裁判は国費のムダ・・・中身がない。社会国家にとって生産性との価値は明らかに生まない、簡素化して余り時間が他に仕向けられ価値を追求さすべきである。それを司法関係者全員が心しなければならぬはずが、上層部管理者が現場に立ち入らないから現場は、その思いのまま個人プレイで勝手に浪費がうっ積される。財政困窮の折・裁判の必要度と効率運用が、根本から検討されて然かるべきである。

邪裁判の成りの果て（裁判所と日弁連・・・暗黙の癒着）

無駄な裁判改めて振り返ると、裁判所を筆頭に警察関連を含めた上記事情・・・ところが当兄弟騒動は悪辣大久保博事務所と担当弁護士飯島奈津子が邪に関わったことである。胴元裁判所が本訴者に対し弁護士資格へ特段の邪待遇したことに基因する。

この待遇の果て己惚れ付け上がった所産が「面会録音の改竄・偽造」、弁護士 12 名が雁首揃えて成し平成 22 年の「面禁裁判」で証拠提示したのを盲目採用したことにある。弁護士懲戒請求も、同僚がする悠長なイカサマ審査、但し・・・明記して置きます 30 秒の面会が 35 分に豹変、訴状に偽造内容が書込まれて居たのを弁論で問質したら

原告であっても偽造であるから <<被告からの求釈明には答えません・>>と (弁論調書)
 答ないのではない嘘・偽造故・・・答えられない・・・それでも勝訴させ帰路は**ぶん殴らせた**

(経緯表 9 枠・22 年面禁・弁論調書)

4 正規の裁判が経費節約

時に・・・冤罪が問題になる、先ず矢面にされるのが、検察の取り調べである。先ごろの袴田事件で担当裁判官？は、TV放送ではその事実を知っていたと、述懐していた・・・それでも、検察の非難は止まなかったと記憶している。いかなる事情や経緯があろうと最後の決断は裁判所にあることを勘違いしはならない。

但し、前頁「録音改竄偽造」のように確たる証拠はない場合も無くはない。こんなとき強いニオイがすれば裁判所自ら調査するのか・或は刑事事件でなければそれはしないのか法律とか慣習かは詳らかではないにしても、原告側が、それを明らかにするのが裁判であるし、7～80%の優位性が求められるとも聞いている。

偽造内容の一部を訴状に説明している、それを一言問質しただけで応答に詰ったいや、詰っただけではない・・・原告にして被告の“問質し”に対し応答説明できないのを裁判所は「準備書面を提出せよ」との助け舟を出して兄側のピンチを救った、見返り書面は的をはづした明らかに真つ当なものではない・・・見間違い・・・オンチである。

裁判所が、形式的に処理させたに過ぎない、その崖っぷち故に立たされたことから判決時には事務所内弁護士3人ではなく12人を調達、その力を誇示して見繕った。

素人ながら「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」

を気にしている、少なくとも原告でありその責任に於いても裁判官がその“良心”に鑑みれば捜査は、さほど難儀するとは思えない、それを敢えて避けたって事である。かつての大阪地検改竄事件に匹敵する事柄であるとも思える、勿論人物として官僚ほどの事情にはない・・・が、金額からは当面は、16,000万円・・・→拾億単位に発展する中身であることを書添え、弁ゴ士の録音偽造を特段にその感想を求めて置きます。

さて、この様なイカサマ不正防止に司法改革が、話題に上がる、その産物が裁判員裁判であり、同時に検察取調べの可視化、その関連が無とはしないまでも先の覚醒剤とかの違反の通り殆どが厄介な事態にはならない、その気になれば即簡素化はできる。例えば凶悪犯は 72/1,212 千件≒6%・検挙率でも総合で 30%前後の中・凶悪犯は 76%・・・主犯罪件数では窃盗が 235/1,212≒20%等々を見れば主改革事情は、期間短縮であるから充分可能であるはずである。

ところが当「慰謝料請求裁判」のような短縮は、その意味合いが全く異なる。民事司法利用懇談会報告書14頁には、裁判軌道に乗せるには裁判所の負担が重いと記され同時に弁護士依頼者側との公平性を欠くことが指摘されている。(資料；読売新聞) この不公平さは、多方面から言われてるにも拘らず当該裁判の通り、裁判に載せられない・・・裁判所の負担は軽々している、素人へは何の気遣いも無い潰すだけ・・・懇談会の面々も現場を直視願いたい・・・現場は、本訴者は惨澹々たる状況にある。

多くの改革資料には、表面上の裁判所の見繕いだけで現場を見ない・知らない。卓上の理論法だけでは考え及ばないのが現場である、一般国民・経験者の言分を聞くの

が筋である、これまでの記述の一齣でも耳を傾けて欲しいものである。

しかも、裁判所だけは苦情は申出られないし、苦情や不当事項は弁護士に聞けとなる。弁護士は、下請であるから裁判所に不利な解説はしない、平成 16 年高裁鬼頭の違反書添えを違反とした純然たる弁護士正義は、今までに 1 人しか居ないのに書記官には数名いる。しかし面と向うとなると話は異なる・・・司法現場は、こんな役者揃いである。正規の裁判は、何故行われないのか弁護士付対本訴者では、先ず弁護士付側に間違いなく優位に進展させる。憲法良心は全く効力がない。関係者の深い反省を求める。いかさま裁判が、寧ろムダを伴い余計な時間を浪費することを熟知下されたい。裁判現場を熟知し最低限の管理は必須である、それが機能すれば経費節約に通じる。

弁士；裁
判所下請

経費節約
正規裁判

以下に簡単な関連調査を表示します

平成 18 年名古屋大学調査；アンケート

言分は充分聞いたか	○45%	×22%
充分な準備	25	22
満足度	41	30
裁判結果；満足	49	34
法律に公正さ	38	26

日弁連 2006・06・・・日

裁判時間（平均審理期間 169 ヶ月・・・通常 1 審審理期間よりやや長い）	
；長過ぎる 41%	合理的 31%
裁判官；肯定 29.6%	否定 29.9%
満足度 42%	否定 30%
職員満足；肯定 41%	否定 24%
裁判結果；満足 42%	有利結果者 40 対不利結果者 34.5%
法と一致・公正・納得 45%	
制度評価；紛争解決 45%	否定 35%

早稲田大学 2000～2012 年 調査

裁判結果；受入れ 58%	公正 50%	法と一致 55%	
納得 52%	不満 33%		
裁判官；中立 43%	丁寧 42%	信頼度 39%	満足 41%
裁判制度；紛争解決 45%	公正さ 39%	満足度 21%	

(26 年度)

地裁審理回数（単位千件）4571/6,643≒70%

地裁弁護士選任 本人 2229/7515≒30%

口頭弁論	1 回	2 回	3 回
6,643	4,571	1,553	360

総数	双方	片方	本人	司法員
7,515	2,008	3,278	2,229	47

前記述比率と一寸違ってきてしまいましたが、統計の出し方で異なる？こちらが正規と思います

5 対策・・・覚醒・責任の自覚 (#3の詳述)

裁判は本来・・・和解や裁判官の仲裁(行事)で大部分は解決する →簡裁方式
素人同士では、地裁であっても大方簡裁方式で殆どは解決している、しかも双方納得
づくである。残念ながら現状は、簡裁で70%前後が当人同士での裁判、地裁でのそれ
は20%前後で複雑化させての挙句の判決である。それがために50%前後が結果を不
満としている。わざわざ時間と経費を掛けて不本意な結果としている。
簡裁方式は、納得して経費が関係者全てに恩恵・節約がある、日本国はある程度の法制
化が出来ているとされている・・・現状ではこの法制下、司法者の責任の自覚か・・・
さもなくば総括的改革より覚醒が優先されれば相当に解決されるのではないか・・・
よんどダメなら究極的・・・電子ソフトIT化裁判が、大きく公正度を高める事はまちがい
ない。複数の専門家に問質してもその可能性は十分に適うとしている、その時点での
既得権益との葛藤はある・・・変革には、邪既得権と新たな公正はぶつかり合う。

司法統計

弁護士の
録音偽造

若しこのソフト処理が適えば、この極端な「**面会録音の改竄偽造**」などは真っ先に篩
払いに引っかかる、具体的には録音の中身(面会での会話)として「**47年事項・・・**」が
訴状に書き込まれていた、その「**事項とは如何なることか**」との簡単な問質しである。
これが嘘だから答えられなかったのである。 (#5-9 口頭弁論調書)

裁判長からの助っ人での書面での答弁(準備書面)は、5年をも計算違えたとの下りで
書かれた、質問に答えてない・・・しかも3年前の「申出書」とも同じ文章での肝心な計算
違い・・・それを専門職としている族が平然と言って退ける、非を問われ形式的デタラメ
回答したのであり、被告の問いに応答しない・・・事実上は裁判放棄である。

弁護士12人を雁首揃えても本来的には、見逃せない大きな犯罪であることを各位が認
識下されたい・・・「**飯島弁護士が先頭にたって違反したのです・・・**」横浜地裁石原寿記
裁判長はこれを承知で証拠採用し・・・そして勝訴させたのです。(・・・念のため・・・)
裁判ソフトでの判断があれば、絶対許されない・・・見逃されない事実のはずである。
弁護士法で社会正義を最うとするその弁護士がしていることです、それが無罪です。
(平成17年面禁申出書・22年面禁判決書P23?)

邪裁判官の処方箋

先ごろ衆議院定数減員が、与党協議で反対もあったが前倒し実施方針とした・・・と。
これは、何年も前からその人気取りの話題してきた、具体的には橋本維新が真剣み
があった様ではあったにしても、裁判所と同様に当事者任せ、これでは中々具体化し
ない。自らの優位権を縮小することであるから容易ではない。
ただ、議員は裁判所より国民の前にあからさまには成り得る。それでもわが身は削ら
ない、それが人情であり議員・・・裁判官の国民無視の自己特権である。
同時に選挙運動での確執をも想定すると、国会に裁判規律の単独議題提示は躊躇する。
かといって各裁判委員会を建前上見繕ってはいるものの、事実は機能してないとの事
情も巷では耳にする。特に「裁判官人事評価規則」では間違いなくザル法である。
訴追委員会も現実には、申請を真っ当に審議しない時もあったり、開いても形式的で
あるとも聞き、時には裁判所から審議委員が来るとのとんでもない話も聞く・・・

人間の自
己欲

非改革

もひとつ・国家間の争いを覗いてみます

中国が、越南か比国領か(台湾も主張)の南シナ海；西沙諸島の中国人口島にミサイル配備したことで各国間の安全保障問題が拡大している。

強国の力

力づくの中国に対し事実上・懸念(抗議)しているのは、報道では米国だけである。その懸念も米国の義務的事情からと解する形式的な緩やかなものである。これは、人工島造成時から野球見物の外野席から声を出しているような在りきたりの声明やら抗議であった。中国がナメてかかっている事は明らかである。

事が1つ起きた時その善処は、その瞬間を逃したら尻拭いは何倍かのエネルギーが必要である、況や対象が中国・解決はない・かといって放置はできない・どうするか・中国の人工島造成・それ以前地域の多国間で問題があった、時の警察官米国は、「領土問題は関係国双方ですること」と・し口は出さないとしてきた、これからすると、今更の抗議は明らかに筋が通らない、犬の遠吠えでしか対処できない・

蛇足ではあるが日中の尖閣諸島も全く同じ問題を内在している、しかも関係者が承知しての事情である、日本国は徐々に・そして反対を半ば封じ込めてもその対策(例えば安全保障)を進めている。しかし、事態の悪化が先行している気がする

その上我が国は周辺国との交流は、全て円滑にっていない、なめられている上に幼児のイジメに近い仕草でイビリ続けられている、韓国の慰安婦問題は顕著である。

要人が事ある毎に謝罪し、条約で賠償までもセビレバ・押せば出す・ってこと・見返って裁判も同列である

今回の一慰謝料請求一裁判

裁判所の私「**弟へのイジメ**」である。

今は、このイジメを進化させての「裁判所からの追い出し」「潰し」である。

その証拠は判決にある

訴状に「(兄貴の勢いが突っ走り)自ら転倒し・その腹いせを弟に振り向け・証拠・被害届では「(兄の突き押し) 交わしたらその拍子で兄貴が横倒しとなる。」と図面付きで明確に説明している。

これでも判決は

— **被告(兄)から転倒させられた** — としている

つまり、棄却前提のデキレースであるから裁判長が書類を読んでないただ、棄却への言い草を探してこじつけているだけである。

問い合わせた、2人の弁護士も「これはない・おかしい」と口を揃えた

関連者各位様・ここまでデタラメするから、弁護士大久保博と**飯島奈津子**共々が安心して・人道違反をまで犯して「**録音の改竄偽造**」を堂々と仕出かしたのです。

念を押して置きます「**僅か30秒の面会・会話を35分に偽造したのです**」(#5-9 弁論調書)

弁護士記述書類には、弟の訴訟嫌がらせとか・濫訴とかがその度に見返ってきている。

これも上記同様、平成16年に高裁鬼頭の「**捏造(補足)書添え**」に便乗して敢えて「**2枚舌判決した**」松田清裁判長が・通年裁判をぶっち切り烙印した事に基因する。

裁・IT化

もの事、突き上げばかりでは問題は解決しない、及ばずながら各本訴者や裁判関連の講演を聴いたこと、そして「裁判正常化道志会」会員間有志からのアンケート等々を元にまとめてみました。それが、別紙「裁判官不正因表」である。

和解・仲
裁が最良

勿論、各位の異論については白紙で耳を傾けます、指南教示下されたい。
さて、前記した通り基本的には、裁判は和解とか・裁判長の行事とゆうかその仲介・仲裁で大方解決できるとした、この基本は揺るぎないこととしてその次の止むを得ない事情に鑑みてのことである・ことを念頭に置いてであることを含んでのことです。

裁・IT化

- ①その裁判効率と公正度を高めるには、「IT化」を素人ながら提唱しました。
これの専門家に問い合わせても、異口同音にソフトは可能と応える、完璧でなくとも現状よりは大きく公正さは計られ期間は短縮される。関係者の奮起を求めたい。
簡素化・短縮化・・・自ずと悪辣大久保博弁護士もどきは退化され弁護士法の社会正義は広まり、弁護士は国民にとって貴重な手本となることが求められる。
公正さの他、相応な法整備が成されているとすれば、裁き当事者への責任自覚と法曹の覚醒を求めたい・・・邪裁判経験者・・・現場の声である。 [（裁官不正環境事情表）](#)
そしてこれが、いつかは大きなウネリとなることをひたすら期待したい・・・

②現国会議員

議員定数削減話題は、何回も上がっていても一行に進まない、過日□□増の○○減はあったもののゴマスリである
同じようなことが、選挙人名簿からの調整も問題になっても、変えない。第3者介入が求められると思うが如何に・・・

裁所違反

- ③裁判所も人によって、手続とか・制度的なことであっても答えない、であるから裁判所や制度の核心には全く応答しない、殆どが弁護士に聞けってことになる（警察も・・・）
弁護士は裁判所の代弁者であるから、裁判所の非は説明しない。 [（邪司法構図参照）](#)
その証拠に平成16・2月の「損害賠償控訴」で鬼頭がした違反事情を殆どの弁護士が曖昧に濁す、今までに“違反”と明確に発言した弁護士は、たった1人である。
ところが、担当してない書記官こそが“明確に違反”としたのが数人いる。
横浜地裁倉地裁判官へは、
「違反だから責任をとってください」・・・としたのが
「あなたの主張として受け止めておきます」・・・とだけ応答した。
勿論、その後も裁判は・・・棄却され何の変哲も無い

判決は、違反していようと否とを問わず全てが職権で処理するだけ何の補完もしない。
少なくとも、私はそうされて来て久しい何処も・誰も・・・カバーされてこなかった。
面禁判決で書いた様に逆恨みされて裁判の場から追い出されるのが実情である。
しかも私は裁判所で「ぶん殴られました」、東京裁判所前の男大高氏は「逆さまの因縁

で3年以上の拘置所」生活を強いられました。
大きな不条理である、独立を翳し裁判所が自由勝手に仕切っているってことである。

④更正・再審・抗告

これ等が自分か自分の仲間が、審議する・・・あからさまのザル法・ザル行為である別な審査機関を設置すべきであり、それがもの事の通りである。

裁判調査

(1)さもなくば、裁判所へ判決後アンケート提出を義務付けてはどうか・・・

寺田逸郎最高裁長官は、裁判官心得として「納得が得られる解決」を掲げている。
しかし、現実にはP13 アンケート調査の通りそれに答ええたのは、50%である、単純に視れば勝訴者のみになる、これでは裁判の本筋ではない。しかも、不満は35%に達している、この中には当然に私のような裁判官の違反事情も含まれている。

(2)判決後の苦情処理部署を設ける

苦情処理

その際は、何らかの制約付けや受付整理が必要であるかもしれない・・・が
これは、担当裁判官への自覚とその責任喚起になる、今のように弁護士任せではいかさま判決への自覚も無いし、反省も全くない・・・この解消になる
そして、判決が正しくとも件数的に多い裁判官は、それが間違いでなくとも何らかの反省が必要になることになる・・・必然的に・・・

(3)最高裁の人事評価者自身・・・への反省と共に評価材料ともなる

⑤裁判官人事評価規則

裁・ザル法

これも3条に「外部情報」に配慮するとある。しかし、如何様に配慮取り込むか・・・？
或は、単に配慮するだけか・・・最高裁に問い合わせたら公表されている以上の説明はしない、(それ以上はお前が)勝手に調べよ・・・ってな高飛車な返答であった。④でも関連付けた記述をしましたが、「外部配慮」は、この「苦情処理件数」が参照に値する。

⑥訴追制度

裁官裁判

何年前前に新宿雑居ビル火災で「賃貸制度・・・？」が大きく変わった。ドローンが、首相公邸の屋上に落下して「新たに法律が作られた」、法律や制度が、個人的事故・事件からそれを元に創設されてきている

これ等からすれば訴追事情が「個人的裁判」は、適用されないって事は改正されるべきである、特に純粋に心象判断であるなら止むを得ない場合は無くはない、殆どの邪判決は、裁判官はイカサマ判決を承知・し切ってして居る。これを変えるべきである。この発想時点、裁判官職の難儀を・配慮しての甘い制約と感づいてはいるが、これにコジツケルこと事態不可解なり、必ずや関連してくる・・・職権濫用・職務怠慢が・・・

⑦訴追制度・これに相当する弁護士懲戒制度

弁士懲戒

これも裁判所ほど酷くはないが、自分たちの仲間が審査する・・・大きな穴の開いた明らかな「大穴付のザル法式制度」であることに間違いはない、確かにイカサマである。共に大きな問題が起こる前に改められるのが賢者のなすべきことの・・・由

6 嘘・・・がまかり通る「裁判」

裁判の敵
それは嘘

民事訴訟法 209 条宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、10 万円以下の過料・・前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人に得させた者も同様とする虚偽を認めたときは、事情により、同項の決定を取り消すことが出来る

刑法 246 条 宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、10 年以下の懲役
その上に民事での本人調書時には裁判長が「ウソ」は罰せられることがある、との忠告
までである、しかし、現実には・・処罰は一切ない。 (地裁；担当書記官)

平成 15 年の地裁判決・16 年の高裁判決は請求 500→50 万円の支払判決が下っている。
勿論兄貴は陳述がウソであるから刑法 246 条を意識して金員の回収はない。
刑事事件の供述調書も、兄貴の陳述はウソであるとの告訴をしたが、
「ウソは犯罪じゃない、誰でも取り調べにウソを言う・・・！」 ・・と
県警告訴受付担当者が、ウソは対称ではないと「嘘」を大っぴらに奨励している。
法律化・取締りは、国民には解らない深い疑問が伴う、当兄弟争いは、これ等多くの不条理を内蔵して本訴側を棄却と敗訴で故意に積み重ね、邪な既判力が締めくくった。

・・ウソも 100 回言えば本当になる・・と、現実には大手振ってへっちゃ羅である。
しかも前記した通り、平成 16 年ではその「嘘」が証拠も無く採用・50 万円の支払判決
となっている、控訴しても一切変えないし・より不利な場面を創出本来原告には、70～
80%の優位性が必須と聞いているのに、現実には、具体的証拠が一切ないまま勝訴しつ
放しである、対して本訴者側は第三者の証文ですら認定しない。(産経平成 23・02 切抜き)
ただ 1 つ、「工場移設建設提示事実」だけは、兄貴の意向に反して判決されたものの、邪
な「2 枚舌判決」が息を吹き返し既判力で払拭されている。裁判所に「良心」はない。
単に先達判決を盲目に引き継げば、その職務に落ち度はないとされているようで国民は
到底納得できる事柄ではない、しかも裁判所自らの違反を本訴者側に押し付けて置いて
の既判力である。その余はあづかり知らぬって事、裁判所はない方が気が休む・・。

「日本国何をしてる・・・死んじまえ・・・！」

ってなブログが、世間の同情を集めているとのことである。しかも投稿が殺到してい
る・・・と。同じように裁判所を爆破でもしなければ、日本社会は振り返らないようであ
る・・・否これでも、裁判所の自覚はないかもしれない

国会議員のある秘書は

「日本社会は、平和ボケしているから北朝鮮から 2・3 発原爆でも

落とされなければ目が覚めないのではないか」

っと聞いたことがある、今の裁判所状況はそんな付け上がったデタラメ事情にある。
生産性は 0・何の価値をも創出しないそれを法曹者の食業として操縦者無の任せ放しで
あるから安心して付け上がられる、そんな地場を日本国が提供しているのである。

証拠の全くないそのウソ・警察・検察そして裁判所が嘘を承知でまかり通す・法律偽装国
家は法曹者天国、1 億総活性化と銘打つ中での正義活動は、国営暴漢屋に「ぶん殴らせ
る」という自由奔放に振舞う邪裁判天国「死んじまえ・・・！」ってなブログが過る。

「嘘」は、断罪されるのが、人間社会の原理・原則であり・裁判・犯罪の根幹である。

嘘は断罪
さるべし

7 終わりに・・・

相当昔のことわざに「転ばぬ先の杖・・・」ってことがある

今風にいえば「轢かれてなくより・笑って注意・・・」ってことになるかもしれない、この事前の注意

平和国家で和を尊ぶ国民性・・・そして、ミサイルを打ち込まれてでなければ或は、原爆を落とされてでなければ反撃しないとの日本国であっても、一見平和である。

ところが、毎日のように殺人報道が絶えることがない。多くが、ストレスからそのはけ口として・・・人を殺すと簡単に吐露していることが多い。とりわけ児童虐待や青少年者を殺傷そしてその連なるイジメは、目を覆うほどの事態である。

無抵抗の児童虐待は、それが知れていて防げないことが異常に多い。それは、警察に通報してもその縄張り違いであるとのことで本格的な目配りがされない。近隣では気遣いながら手立てがない。一面には国民の几帳面さも強く災いしている。

これをも加味しながら P8・10 等の警察係り合い、同時に P9 の不条理な対応を検証願いたく改めてお願いいたします。

ここまでの作文・報告にあるものはウナズキまたある者は、そんなことあるはずがないと信用しないかもしれない。各れにせよ横浜地裁ではこのような 110 番事件は年 4 回前後あるとしています。これ等私の直面した何回かの 110 番が、その本文を弁えて普通に対処されていたなら、事態は現状とは大きく変わって居たと想像できる。

これ等は全て表向きでは、問題提起されていない、不条理にも裏の行為でそれとなく立ち消えることになっていく、裁判所の捏造と不条理な 2 枚舌判決・・・トドの詰まり追い出しの口頭弁論・形式だけの見繕いと合わせて各位の再検証を求めたい。

これ等裏行為が裁判所で平然と行われ、逆の被害届を先行させ当方の告訴を誘いチャラにして置いて・入れ替わり裁判所の加点を積み上げる算段である。逆に当方は相手変われど主変わらずで負の加点を付け追われることに増幅、裁判所が仕向けた、卑劣極まりない想像を絶する邪行為、改めての感想が賜れること祈念申し上げます。

問

以上の通り全て関連担当部署が承知しての現場、知って居てもシラきる裁判所上層部、幼児虐待とは趣が大きく異なるにしても、その事前に対処ができる事情ばかりである、それをしない・・・日本国・日本司法の重大な怠慢と云える。

国民挙って改革改善そして正義・良心を具備した国家創造を声を大にしてうったえろと共に読者各位の参加をお願いしたい・参加してください、日本国司法のために・・・ここに於いて、ふつつかな文面にここまでお付き合い願った諸兄に感謝申し上げます且つ、その上に相応なる所見が賜れること重ねて祈念申し上げます次第です。

平成 28・春・吉日

裁判正常化道志会 山村 三郎

通信 s3yaeb@maple.ocn.ne.jp

又は、「裁判正常化道志会」名で乞う検索

	目次	
P1	表紙	
2	表題解説	
3	目次	
4	空	
5	初めに	・ ・ ・ ○文体紹介・求・意見通信
6	1・裁判の必要性	・ ・ ・ ? ○本人訴訟の現場は、弁護士養護で裁判所自らの違反で開始 ～
8	2・裁判所の狙い	・ ・ ・ 横暴職権の維持 ○裁判員裁判が国民へのガス抜き・後の改革はない
9	私の簡略裁判経緯	
10	3・裁判と警察	・ ・ ・ ○警察は検察と連携、自分の事件を誉れのために暗黙の従属化
11	司直からの傷害行為	
	① 誉のために正直者が事件化される	
	② 取締りつつ裁判所と暗黙の邪に連携	
	③ ここでも弱者イジメ	・ ・ ・ 裁判所は不正も取締らない
12	司直の邪なツナガリ	○この世の司直は、自らの所属部署と仲間の為に公務する
13	裁判所の必要度	・ ・ ・ ? ○アンケートでその結果を問う
14	4・正規の裁判が経費節約	○簡裁方式・裁判長仲介方式が簡素化節約できる、現場を知れ
15	～	
16	5・対策	・ ・ ・ 覚醒・責任自覚 (#3の詳細) ○ 弁護士主導の「録音偽造」を主解説
	邪裁判官処方箋	・ ・ ・ ○裁判所任せの改革はなし
17	～国際間の争い	
	弁護士付き側に気遣う裁判所の嫌がらせ	○→究極裁判しない
	その邪な気遣いが弁護士に付け上がらせ	○30秒の面会録音を35分に偽造させた
18	①裁判のIT化	
	②裁判改革も当事者だけでは進まない	○適正な第三者介入が必須、
	③警察・裁判所は応答に窮すると弁護士に聞け	・ ・ ・ で逃げる
19	④更正・再審・広告	・ ・ ・ ○自分で裁くチョボイチ
	⑤裁判官人事評価規則	・ ・ ・ ○仲間・部下を同僚が裁くチョボイチ
	⑥裁判官訴追制度	・ ・ ・ ○議員が我身振り返りながら見繕う
	⑦法曹界の思うがままの都合制度	○国民への見繕いガス抜き
20	6・「嘘」	・ ・ ・ がまかり通る「裁判」 ○嘘で証拠なしも弁護士付き側には容認
		○方や本人訴訟側は第3者の証文ですらダメ
21	終わりに	・ ・ ・ ・ ・ ○行政と警察行動は手遅れが

大和正論の会 会員 山村 三郎

通信 ; 裁判正常化道志会 HP メール ; s3yaeb@maple.ocn.ne.jp

裁判所について一求・意見

予てより集計中の「裁判・・・と云う見繕い」・・・これは、私の経験した裁判事情を主体にそれを引例しながら書き綴った、本人訴訟者への裁判所の対応を書いたものです。これへの感想を賜り、裁判の改善と裁判官の責任・自覚を促したく思っています。尚、感想は私個人へのそれではない、裁判所への意見と云うことです・・・(念のため) またこれの詳細事情は、道志会ホームページで検証・ご覧下さい、検索は

「**裁判正常化道志会**」を直接書込み「**裁判・・・と云う見繕い I・II・III**」・・・を亦、法曹関係者は、それ相応の異見・指導が賜れますこと、ご期待申し上げます

([裁判正常化道志会 HP](#) ; 平成 28 年「**裁判・・・と云う見繕い I・II・III**」にて)

HP ご覧願う前に簡単に筋書きを紹介してみますと、中身は兄弟間のいざこざです。裁判とは、普通には原・被告両者がその白黒を問う機関です、ところが本人訴訟対片方に弁護士が付く裁判は、裁判所がその弁護士に気遣い進行情報が全く異なる。私は、約 1 万円を簡裁に訴えました、見返に虚偽裁判を地裁に訴訟されました。簡裁の弁論初っ端に相手弁護士が地裁での併合裁判を提案・・・つまり、簡裁での和解方式的明解処理を嫌っての横槍、地裁で格式ばったややこしい裁判の提案です。裁判長は、片手を高々と上げ「職権で地裁送りとする」と宣言しました。受訴は、嘘をつらつらとデッチアゲていたことから簡単に終ると勝手に解釈・・・ところが、相手趣旨は簡単に認定され敗訴、しかし私のたつての願いであった自営の産業公害工場の兄からの移設約束があった、これが、その反故の延長で兄貴から断交宣告されていました。敗訴ではあっても兄貴からの不当事実は認定されました。これに気を良くして関連訴訟をしました、そうこうしてる中裁判相手が、あることをキッカケにあらう事か・・・裁判所が変わってしまいました

そのキッカケとは

前・虚偽訴状の高裁捏造判決がキッカケです ⇒ 兄弟不仲原因 = 裁判原因

弟言分一兄の親父遺言に絡む公害工場移設約束・・・反故、ダメ押しに受・断交宣告

兄言分一弟に工場機械購入金をタカラレ断ったらその不満で弟が疎遠 ⇒ 絶縁状態

高裁 一弟が工場の「**鋼材購入代金**」を兄にタカリ断られた不満 ⇒ 絶縁状態

([裁判正常化道志会 HP](#) ; 平成 16 年受訴「**損害賠償請求**」判決 P5)

如何ですか・・・この裁判が普通のとの違いはこの「**裁判所の違反判決**」にあります。裁判原因が、原被告両者の主張ではない・裁判所が勝手に作ってしまったのです。以降の裁判は全て棄却・敗訴のデキレース化となり、捏造事項を地裁に抗議すれば、逆恨みされ現在は、口頭弁論さえ略して判決・その間には 110 番で横暴者扱いされての締め出しです、裁判所の**違反捏造**を本人訴訟者に擦り付けての追い出しである。

([裁判正常化道志会 HP](#) ; 平成 28 年「**慰謝料請求訴状**」にて)

この現場経験と事実を基に裁判所改革をも提案しました、勿論、私個人への感触でも結構ですが、第 3 者の立場で裁判所への意見をお聞かせ下さい・・・お待ちします。

民事訴訟法 246 条 裁判所は当事者が申立ててない事項について、判決をすることができない
尚、当時は、下請であり鋼材は親会社支給で購入してない、同時に両者が申立ててもない